

お 知 ら せ

2023年5月12日
東北電力株式会社

電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告に対する 報告書の提出について

当社は、4月17日に経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より受領した業務改善勧告に対する報告書を取りまとめ、本日、同委員会に提出いたしました。

本業務改善勧告は、当社において東北電力ネットワーク株式会社が管理する当社以外の小売電気事業者のお客さま情報等を不適切に取り扱っていた事案が確認されたことを受け、同委員会が以下の事項について対応するよう求めていたものです。

【電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の内容】

1. 東北電力ネットワーク株式会社と協議の上で、託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに（約3年以内を想定※）解消する計画を立案し、2023年5月12日までに当該計画を経済産業省に提出すること。また、当該計画の進捗状況を定期的に経済産業省に報告しつつ、当該計画を実施すること。
※合理的な理由があり約3年以内に共用状態を解消することが困難である場合は、その旨を記載すること。
2. 行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること。内部統制の抜本的強化策を、2023年5月12日まで経済産業省に提出した上で、以降も定期的に状況を報告すること。
3. 事案の内容および発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。
4. 上記1および2の勧告内容に係る改善計画が不十分であると認められる場合においては、必要に応じて追加的な改善策を策定し、および実施すること。
また、勧告内容の実施状況について経済産業省のフォローアップに誠実に対応すること。

当社としては、今回の不適切な事案の発生ならびに業務改善勧告の受領を改めて重く受け止め、二度と同様の事案を発生させないよう、引き続き、再発防止の徹底に努めてまいります。

(参考) 本事案に係るこれまでの公表内容

- 新電力等のお客さま情報の取り扱いに係る報告徴収の受領について(2023年1月13日お知らせ済み)
- 新電力等のお客さま情報の取り扱いに係る調査結果の報告について(電力・ガス取引監視等委員会からの報告徴収への報告)(2023年1月27日お知らせ済み)
- 新電力等のお客さま情報の取り扱いに係る調査結果の報告について(個人情報保護委員会からの報告徴収への報告)(2023年2月3日お知らせ済み)
- 新電力等のお客さま情報の取り扱いに係る調査結果の報告について(電力・ガス取引監視等委員会および個人情報保護委員会からの報告徴収への報告)(2023年2月28日お知らせ済み)
- 新電力のお客さま情報等の不適切な取り扱いに係る再発防止体制の強化について(2023年3月20日お知らせ済み)
- 電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対する勧告において示された当社に対する業務改善勧告の方針について(2023年3月31日お知らせ済み)
- 新電力のお客さま情報等の不適切な取り扱いに対する電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の受領について(2023年4月17日お知らせ済み)

以 上

(別 紙) 電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告に対する報告の概要